

船舶事故調査報告書

平成26年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年4月27日（土） 16時40分ごろ
発生場所	香川県高松市女木島 ^{めぎ} 東方沖 高松市所在の女木港鬼ヶ島防波堤灯台から真方位061° 1,080m付近 （概位 北緯34° 23.6′ 東経134° 03.8′）
事故調査の経過	平成25年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 まりんなつ1号、17トン 293-34899香川、株式会社豊島フェリー 14.90m (Lr) × 3.88m × 1.89m、FRP ディーゼル機関、470.72kW、平成12年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年7月26日 免許証交付日 平成23年3月17日 （平成28年7月25日まで有効） 甲板員A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年2月12日 免許証交付日 平成25年2月5日 （平成30年2月11日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（乗客A1及び乗客A2）
損傷	船底部外板に擦過傷、シャフトブラケットにわずかな曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、乗客14人を乗せ、平成25年4月27日16時31分ごろ、高松市高松港の県営棧橋を発生し、香川県土庄町 ^{としょう} 豊島家浦港に向かった。 本船は、港内航路に向けて北進を始める頃、船長が機関室の点検等のために甲板員Aと船橋当直を交替し、甲板員Aが単独で船橋当直に就いた。 甲板員Aは、港内航路に向けて北進中、右舷船首方に入航船を認

	<p>め、入航船を避けるために航路の途中から外防波堤北側を北東進した後、外防波堤北端付近で左転して女木港付近に針路を向け、入航船を避けて徐々に豊島札田崎に向ける針路とし、約18～19ノットの対地速力で手動操舵によって北進中、16時40分ごろ女木島東方沖のマスノモと呼ばれる浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>甲板員Aは、本件浅所を知っていたが、危険な浅所では白波が発生するので、白波が見える海面を避けて女木島の東方沖を北進すれば、本件浅所を回避できると思っており、本件浅所の北側に白波を認めたが、本事故発生場所付近には認めなかったため、航行を続けていた。</p> <p>本船は乗揚のショックで機関が停止し、船長が、人命及び船体の安全を確認するとともに、冷却水への砂の吸引を避けて補機を停止して会社担当者に事故を通報し、17時10分ごろ会社の要請を受けて来援した海上タクシーに乗客全員を移乗させた後、甲板員2人と共に本船に残って救助を待った。</p> <p>操縦席兼客室の右舷側最前列の座席右側にいた乗客A1及び同室右舷側2列目の座席右側にいた乗客A2は、病院で受診し、頸部捻挫とそれぞれ診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約31cm（高松港）</p>
その他の事項	<p>甲板員Aは、ふだん、会社が所有する海上タクシーに船長として単独で乗船しており、GPSプロッターに航跡を表示させ、レーダーと共に使用し、女木島周辺を安全に航行していた。</p> <p>本船は、GPSプロッターを備えていなかった。</p> <p>本船の喫水は、本事故当時、船首約0.7m、船尾約1.7mであった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、女木島東方沖を北進中、甲板員Aが、白波が見える海面を避けて女木島の東方沖を北進すれば、本件浅所を回避できると思い、白波の有無で本件浅所を避ける針路を定めていたことから、白波を認めない豊島札田崎に向ける針路として航行していたところ、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、女木島東方沖を北進中、甲板員Aが、白波が見える海面を避けて女木島の東方沖を北進すれば、本件浅所を回避できると思い、白波の有無で本件浅所を避ける針路を定めていたため、白波を認めない豊島札田崎に向ける針路として航行していたところ、本件浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>船舶所有者は、本事故後、本船にGPSプロッターを設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域を航行する際においても、レーダーを活用するなどして船位の確認を適切に行うこと。・港内においては、必ず船長が操船を行うこと。
-----------	---